



# 第6章 計画の推進

## 1 推進体制

### (1) 計画の推進と評価

第1期計画においては、本市の保健医療・福祉に関する総合的な見地から協議、意見交換を行う「八王子市地域保健福祉推進協議会」を設置し、計画の進行管理・評価を行いながら、着実な事業実施へとつなげてきました。

本計画においても、福祉分野の対象者別計画である「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「こども育成計画」や連携を図る「保健医療計画」について、横断的な協議、意見交換を行う会議を設置し、本市の福祉、保健医療全般の向上をめざします。

また、第4章で定めた重点課題は、本市の喫緊の課題として取り組むものです。そのため、特に重点課題に対する取組みについては、進行状況を報告し、意見・評価を反映させながら、計画の推進につなげていきます。

### (2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉活動を推進する上で、最も重要な要素として八王子市社会福祉協議会\*との連携があります。八王子市社会福祉協議会が策定する次期地域福祉活動計画は、本計画の理念とめざす姿を踏まえ、その実現に向けた行動計画となります。この二つが連携し、互いに欠かすことのできない車の両輪関係となることで、地域福祉が向上する大きな原動力となります。



## 2 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。

